平成２８年（フ）第３３４号
大阪府高石市取石４丁目９番24号西上戸建Ａ101号室、開始決定時の住所堺市中区深井水池町2810－４－104
破産者　當喜加奈子
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
福岡県嘉麻市鴨生651番地４
破産者　平野　義人
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４９号
秋田県横手市十文字町谷地新田字荊島77番地
破産者　内藤　　保
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第２３５号
新潟市東区東明３丁目13番地６　ロワール東明Ｂ201、開始決定時の住所新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代東棟410号
破産者　若木　　繁
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４８号
愛知県知立市谷田町宝土13番地３　ストーリーⅡ202号
破産者　小島　千枝
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５２号
兵庫県明石市二見町東二見596番地の８、前住所東京都多摩市落合６丁目15番地の46
破産者　藤田　充広
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
高知県土佐市高岡町乙1179番地21　ＹＭマンション502号
破産者　山本　奉生
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１７号
福岡県久留米市安武町安武本2202番地４
破産者　稲井　明子
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１６号
鹿児島県薩摩川内市中郷町2689番地１　プレインＧ１　202、開始決定時の住所鹿児島県薩摩川内市御陵下町5983番地１
破産者　濵崎　博孝
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第４１７２号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目６番34号
破産者　有限会社クリエイティブマスダ
1　破産債権の届出期間　平成29年３月17日まで
2　一般調査期日　平成29年４月17日午後２時
平成29年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３号
札幌市北区新琴似４条５丁目２番２号
破産者　遠藤　行弘
1　破産債権の届出期間　平成29年３月24日まで
2　一般調査期日　平成29年４月19日午後２時
平成29年２月20日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０１３号
大阪府門真市打越町28番８－707号
破産者　友井　基晴
1　破産債権の届出期間　平成29年４月11日まで
2　一般調査期日　平成29年５月11日午後２時
平成29年２月20日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期間

平成２８年（フ）第１０９号
北海道旭川市７条通21丁目1972番地２
破産者　株式会社ビュータック山城
特別調査期間　平成29年３月21日から平成29年３月28日まで
平成29年２月21日　　旭川地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町19番11号（若葉荘304号）
破産者　濵田さつき
異議申述期間　平成29年４月21日まで
平成29年２月21日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０１４号
東京都文京区大塚３丁目19番７号
清算株式会社　三伸工業写真株式会社
代表清算人　松本　敬三
1　決定年月日　平成29年２月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第９号
長野県安曇野市三郷温2824番地
清算株式会社　株式会社ゆたか物産
代表清算人　保高　猛一
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第２０１１号
東京都中央区京橋１丁目14番５号
清算株式会社　株式会社ＹＨＤ
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第８号
三重県員弁郡東員町大字六把野新田字新起2363番地
清算株式会社　株式会社エルムコーポレーション
代表清算人　水谷　　峻
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　本協定において弁済の対象となる協定債権は、平成29年２月16日までに発生した債権（以下「基準債権」という。）とする。